

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備考
1 (33) 屋外広告物条例 (都市・まちづくり課)	全域 (長野市、松本市、飯田市、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、安曇野市、飯島町及び小布施町の区域を除く。次項1及び2について同じ。)		禁止	<p>(行為の禁止) 次に掲げる物件に、広告物等を表示し、又は設置すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 橋 2 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び駒止 3 銅像及び記念碑 4 火災報知器、消火栓及び消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設 5 公衆電話ボックス 6 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設 7 電柱及び街路灯柱（規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。） 8 景観重要建造物、景観重要樹木及び景観資産 9 送電塔 10 貯水塔 11 高架構造物 12 よう壁（道路の防護施設に限る。） 13 路上変電塔 14 カーブミラー 15 パーキング・チケット発給設備（道路交通法第49条第2項に規定する設備をいう。） 	条2 県則2①、2②	屋外広告物法3②
				<p>(行為の禁止) 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく美観風致を害し、又は倒壊・落下など公衆に対し危害を及ぼすおそれのある広告物等を表示し、又は設置すること。</p>	条3	屋外広告物法5
	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域(都市計画法8①I) 2 風致地区(都市計画法8①VII、県則別表第1) 3 道路、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域(県則別表第2) 		禁止	<p>(行為の禁止) 広告物等の表示又は設置</p>	条4 県則4 (指定の特例) 条5 県則5 (適用除外) 条6 県則6	屋外広告物法3① 条12

適用法令等(主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備考
1 (33) 屋外広告物条例 (都市・まちづくり課)	1 道路、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域(県則別表第3) 2 美観風致の維持するために特に必要があるもの(県則別表第4)	市町村長	許可 市 町 村	(行為の制限) 広告物等の表示、設置又は改造	条8① 県則9①、9② (許可の基準) 条8② 県則9③ (指定の特例) 条8③ (適用除外) 条8④ 県則9④	屋外広告物法3、4 条12
	地域の特性を生かした美観風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所(市町村長の申出により特別規制地域として指定)(県則別表第6)	市町村長	許可 市 町 村	(行為の制限) 広告物等の表示、設置又は改造	条9 (許可の基準) 条10② 県則10 (指定の特例) 条10⑤ (適用除外) 条10⑥	屋外広告物法3、4 条12
1 (34) 景観法・長野県景観条例 (都市・まちづくり課)	他の景観行政団体の区域を除いた長野県全域	建設事務所長 (5階以上かつ延面積5,000㎡以上の建築物の新築等又は40,000㎡を超える土地の形質変更は知事)	届出 建設事務所 (建築担当課)	(行為の事前届出) 次に掲げる行為で一定規模以上のもの 1 建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 2 土地の形質変更 3 土石類の採取 4 屋外における物件の堆積	条10 県則5 (適用除外) 条10④ 県則6、7、8①、8②	景観法16
	景観育成重点地域				条10⑤ 県則8③	
	景観育成特定地区				条10⑥	